

京都市告示第319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業を指定しました。

平成25年10月4日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社光輝（代表取締役 野村 義昭）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市左京区岩倉長谷町187-1 ハイツ松尾201号

3 事業所の名称

株式会社光輝

4 事業所の所在地

京都市左京区岩倉長谷町187-1 ハイツ松尾201号

5 指定する事業の種類

行動援護，同行援護

6 指定年月日

平成25年10月1日

7 事業所番号

2610600401

(保健福祉局障害保健福祉推進室)